

2026年3月14日制定

## 日本地域学会総務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は日本地域学会（以下、本学会）の事業を円滑・適正に推進するために必要な事項について定める。

(総務委員会の設置)

第2条 本学会に総務委員会（以下、委員会）を設置する。

(委員会の事業)

第3条 委員会は、次の事業を行う。

- 一 本学会に設置された各委員会事業の連絡、調整等
- 二 本学会の総務、経理、予算、税務その他組織運営に関する業務
- 三 その他、他の委員会の所掌に属しない業務

(委員会の構成)

第4条 委員会委員（以下、委員）は、本学会理事会（以下、理事会）が選任する。

- 2 委員の任期は、本学会役員の任期に準ずる。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び必要に応じ副委員長若干名をおく。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、委員会の事業を行うための業務を実施する。

(副委員長の職務)

第7条 副委員長は、委員長に事故のあるとき又は委員長の委嘱により委員長の職務を代行する。

(委員長の選出)

第8条 委員長は、理事会が委員の中から選出する。

(副委員長の選出)

第9条 副委員長は、委員長の推薦に基づき、理事会が選出する。

(年度事業計画の承認)

第10条 委員長は、委員会の事業計画を年度毎に作成し、前年度最後の理事会の承認を得なければならない。

2 委員の交代期にあつては、次期委員会は、事業計画を引き継ぐ。

第11条 委員長は、各年度の事業実績報告書を提出し、次年度最初の理事会に報告しなければならない。

(予算)

第12条 委員会の事業推進に必要な予算措置は、一般会計の中で講じる。

2 委員長は、予算案（以下、予算案）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

附則（2026年3月14日制定）

この規程は、制定の日から施行する。